

韓国における会計制度改革とその背景

徳賀, 芳弘
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/4738257>

出版情報：韓国経済研究. 1 (1), pp. 7-27, 2001-03. 九州大学研究拠点形成プロジェクト
バージョン：
権利関係：



韓国における会計制度改革とその背景 Accounting Reforms in Korea and its Background

徳賀芳弘*
TOKUGA Yoshihiro

The 1997 Financial Crisis in Korea was triggered by the breakup of Japanese banks, the biggest lenders to Korean firms. However, it gradually became clear that the essential cause of the crisis was Korean economic and structural problems in the financial and labor markets. The IMF, World Bank and other international agencies proposed an economic and structural reform plan in exchange for a huge cash infusion (a 38 billion dollar loan) to keep the country afloat. The Korean government reformed the Korean economy, de-emphasizing governmental economic decision making and emphasizing private sector control. Accounting and auditing system reforms were very important because they were thought to be indispensable for changing the corporate finance system from debt financing to equity financing and for encouraging foreign investment.

The basis of the accounting and auditing reforms were as follows: ① a change of accounting standards to internationally accepted ones; for example, International Accounting Standards, ② a change of auditing standards to internationally accepted ones; for example, International Standards of Auditing, ③ the strict requirements for financial disclosure by the chaebols, ④ a change of the accounting standards setter from the public sector to the private sector. First, accounting standards were changed toward those of IAS in 1998. Next, auditing standards were set by the KICPA. Disclosure standards for chaebols were set in 1998, revised in 1999, and became effective in 2000. A new accounting standards setter, Korean Accounting Institute and Korean Accounting Standards Board started work in 2000. However, the new standards have yet to be published.

So far, the Korean reforms have been successful. Korea finished repaying the IMF and the economy (GDP) jumped an incredible rate, 10.7%, in 1999. The corporate debt/equity ratio has improved. Foreign investment has also increased. However, it is too soon after the Crises to judge the long term effects of the changes. Even though the Korean economic structure changed quickly, it will be more difficult and take more time to change the traditional ways of thinking of the Korean people, many of which conflict with some of the key elements of the reforms. Although Korea made a very good box, it will take a lot of time to change its contents.

Keywords: *Financial Crisis, Accounting Reforms, Auditing Reforms, Chaebol, IMF, World Bank*

金融危機, 会計制度改革, 監査制度改革, 財閥, 国際通貨基金, 世界銀行

* 九州大学大学院 経済学研究院教授

Professor, Graduate School of Economics, Kyushu University

I. はじめに

韓国経済は、朝鮮戦争後目覚ましい発展を遂げて1996年末には世界11位の GDP を有するようになり、OECD 加盟も果たしたが、1997年後半から未曾有の経済危機に見舞われ、同年11月のウォン危機となる。ウォン急落と金利の暴騰により韓国の外貨準備高は底をつき、翌12月にはウォンは完全変動相場制へ移行した。危機の発端は北海道拓殖銀行の破綻によって韓国の外貨資金繰りが困難になったことであった(佐野・高橋 [1998]、156頁)が、その根底にあったものは、政府主導で強引に押し進められてきた経済成長の過程で生み出された政府・銀行・財閥の歪な関係と経済構造問題であった。

国際通貨基金(International Monetary Fund、以後 IMF と略称する)は韓国の経済規模の大きさから韓国のデフォルトがアジアの通貨危機を世界規模へと展開する可能性を考慮して⁽¹⁾、1997年12月4日に約210億ドルの融資を行った。また、IMF の主導の下で、国際的機関としては、世界銀行が100億ドル、アジア開発銀行が40億ドルの融資を行った。さらなる融資準備として、日本からの100億ドル、米国からの50億ドル、英国、ドイツ、フランス、イタリア、オーストラリア、オランダ、ベルギー、スイス、スウェーデン、ニュージーランドの10カ国からの80億ドル超を合わせると、計580億ドル超の支援が約束され、IMF 主導の融資では過去最大規模のものとなった(MoF [2000])。

IMF が資金支援と引き換えに韓国政府へ要求した IMF Program という経済改革 schedule は、①通貨と為替政策、②財政政策、③金融セクターのリストラチャリング、及び④その他の構造改革、と広範囲のものであった(IMF [1997a])。改革が進むにつれて、構造改革の内容の具体性が増していった。④は、金融構造改革、産業構造改革、規制緩和・市場開放、及び労働市場改革等の多岐にわたるものとなったが、これまでの政府主導の経済体制から市場原理の働く効率的経済体制への転換を促す意図を持っていた(MoF [2000])。とりわけ、金融制度改革の一環として提起された、会計監査制度の充実、ディスクロージャー制度の整備、会計基準及び会計

基準設定主体の整備からなる会計制度改革は、金融危機以前の企業金融構造を改善し、外資を誘致して経済改革を進めるための重要な位置づけを与えられていた(許 [2000a]、11頁、荒巻 [1999]、119頁)。また、世界銀行も IMF と歩調を合わせ、1998年3月と10月の二度にわたる「韓国構造調整融資」(Korea Structural Adjustment Loan I & II)に対する韓国政府の対応計画を求めた(World Bank [1998a]、[1998b])。韓国金融経済相が世界銀行へ回答した計画は、①マクロ経済のフレームワーク、②金融セクター、③企業セクター、及び④労働市場と社会保障における改革から構成されていた。③企業セクターに関するものは、a. 企業金融の構造と b. コーポレート・ガバナンス、競争政策、国有企業の改革と民有化から構成されており、その中で企業財務の透明性、会計基準の国際化、及び会計監査制度の強化に関して具体的で詳細な改善計画を提示している(World Bank [1998b])。IMF と世界銀行の構造改革に対する要求に共通するのは、一方で、外資を誘致するための資本の自由化(=規制緩和)を押し進めると同時に、他方で市場規律が有効に機能するための環境整備(市場規制)を行うという点であろう。会計制度改革は、この後者において極めて重要な役割を与えられている。

本稿は、財閥の財務ディスクロージャー問題に重点を置いて、金融危機及び金融構造改革と会計制度改革との関係を考察するものである。以下、II. 金融危機の背景と構造改革、III. 会計・監査制度改革の概要、IV. 財閥のディスクロージャー、V. 会計基準改正に対する批判、VI. 会計基準設定主体の変更の順に考察を進めることとする。

II. 金融危機の背景と構造改革

1. 金融危機

(1) 金融市場の構造問題

韓国金融危機の直接的なきっかけとなったのは、韓国向け最大の債権国である日本の金融機関の破綻であった。北海道拓殖銀行の破綻によって日本からのロールオーバーが続かなくなるのではないかとの懸念が強まるとマーチャントバンクの破綻が起こ

り、それとの連鎖で証券会社や財閥の行き詰まりが表面化した（佐野・高橋 [1998]、156-157頁）。しかし、金融危機の背景には韓国経済の深刻な金融市場及び労働市場⁽²⁾の構造問題があった。ここでは、金融市場の構造問題に焦点を絞って考察を行う。

財閥が負債を梃子に「背伸び」ともいうべき無理な経済成長を遂げた源泉は、低金利の資金を提供する政策金融の担い手としての金融機関であった。銀行への低金利の政策金融的な融資を強要する政府の介入が続く一方で、財閥はマーチャントバンクに代表される第二金融圏（ノンバンク）をも利用するに至った。金融危機の原因として財閥の過剰設備投資が指摘されているが、信用リスクや投資の収益性のチェックを度外視して無担保⁽³⁾で過剰融資に応じた金融機関の責任は大きい（佐野・高橋 [1998]、161-180頁）。

韓国政府は、朴政権時代より、財閥が金融をコントロールすることに対して絶えず注意を払ってきた。1983年前後に銀行の再民営化が行われた際にも、財閥の銀行株取得は厳しく制限され、財閥企業とそのオーナー家族への商業銀行の投資も禁じられた（佐野・高橋 [1998]、182頁）。無制限の自由化を行えば組織金融は財閥に独占されてしまい、中小企業に資金が回らなくなると考えたからである。しかし、銀行の行動を縛る一方で、第二金融圏と呼ばれる分野は自由化されたため、第二金融圏企業は銀行のシェアを奪って大幅に業務を拡大していった。預金シェアを見てみると、銀行のシェアは、1975年末において52.7%あったものが、1997年6月末には22.4%にまで落ち込んでいた（佐野・高橋 [1998]、184頁、ただし、原典は韓国銀行資料）。1990年代に入って、狭い国内市場と悪化した輸出状況を鑑みて、財閥が世界戦略を展開し始めると、これに融資を行ったのは、国際的銀行と財閥グループに属して急成長した第二金融圏企業であった。政府当局は銀行の財閥への融資を制限するという自らの政策によって、銀行を通じた財閥のガバナンスを不可能にしまったのである。構造改革において、財閥のコーポレート・ガバナンス改善が重要なウェイトを占めることになる。

（2）相互債務保証による高レバレッジ

韓国企業は、朴政権以来、政府の低金利政策とインフレーションによって、債務者利得の発生する負債による資金調達が進められていた。とりわけ、財閥家族は、構成企業が市場型直接金融であるエクイティ・ファイナンスを行うと財閥家族の支配力を弱めるとの考えから、財閥構成企業間での相互債務保証による相対型間接金融（金融機関からの借入れ）を進めてきた。1990年代においても政府の主導による自己資本比率の上昇が目標とされたが、改善の途中において金融危機が発生した。前述したように、財閥は必要な資金を財閥中核企業の債務保証によって国際的な銀行からドルで調達するか、国内の第二金融圏企業から調達していた。ウォンが急落すれば、外貨建ての債務の負担はその割合で大きくなり、しかも、相互に債務保証を行っていたために、財閥全体の破綻となった。

図表1は韓国の主要財閥の負債比率を示したものである。1997年末の5大財閥の加重平均負債比率は470.2%（30大財閥では500%超）であり（東京三菱 [1999]、91、93頁）、日本企業（製造業：1995年末）の206.3%や米国企業（製造業：1995年末）の159.7%と比較して極めて高いことが分かる（佐野・高橋 [1998]、162頁）。また、金融危機において破綻した6つの財閥の中には、1996年末の負債比率（負債総額/自己資本額）が2,000%を超えるもの（韓筆：2,725%や真露：2,334%）もあった。

2. IMFのKorea Programと世界銀行の構造調整融資

（1）IMFのKorea Programと韓国の対応

金融危機に関して、IMFが行った韓国に対する貸与は、1997年～98年までに合計210億ドルにも及んだ（MoF [2000]）。

韓国政府とIMFとの間で交わされたIMF Stand-By Arrangement (IMF [1997b]) によれば、韓国は210億ドルの融資と引き替えに、次のような改革を計画した。①マクロ経済政策：[a. 通貨及び為替政策]：通貨政策を強化し、通貨の安定を図る：インフレーションを5%以下に抑える：変動相場制を採用し、

図表 1 韓国主要財閥の負債比率（96年末→97年末→98年末）

	1996年		1997年	1998年
	売上高 (億ウォン)	負債比率 (%)	負債比率 (%)	負債比率 (%)
1) 三星	709,780	463.3	365.5	275.7
2) 現代	698,500	456.5	572.3	449.3
3) LG	485,082	371.4	507.8	341.0
4) 大宇	385,799	312.7	473.6	526.5
5) 鮮京	267,112	386.8	466.2	354.9
6) 双龍	201,389	379.9		
●7) 起亜	120,907	524.1		
●8) ハンファ（韓火）	99,791	705.2		
9) 韓進	99,467	606.4		
10) ロッテ	71,376	217.6		
●12) ハンラ（韓拏）	52,191	2,724.8		
●21) ヘテ	27,064	656.4		
●26) ニューコア	17,429	1,266.5		
●28) 真露	13,099	2,334.1		

注：●は和議も含んだ経営破綻を意味する。負債比率は96年末時点の負債総額を自己資本で割ったものであり、金融業も含んでいる。

出所：佐野・高橋[1998]、162頁（原典：新産業経営院「韓国30大財閥－98年版」などより野村総合研究所が作成した資料）及び東京三菱[1999]、91頁（原典：韓国金融監督委員会の1999年4月の報告）から作成。

政府の介入を制限する。[b. 財政政策]：緊縮財政を行う：税収を増加させるために法人税や所得税等の課税ベースを拡大する。②金融セクター改革：[a. 金融機関に関連する諸法規の改正]：銀行法を改正する：金融機関の監督を統合する：財務諸表を連結ベースとして、外部監査人に監査させる。[b. リストラクチャリングと改革]：経営破綻した金融機関をリストラクチャリングする：経営破綻した金融機関を国内外の金融機関による M&A を通して再建する：不良債権の処分を進める：その他の銀行規制・監視体制を国際水準へ高める。③その他の構造改革：[a. 貿易の自由化]：政府の貿易関連助成金等を廃止して、貿易の自由化を行う。[b. 資本の自由化]：外国資本（外国金融機関を含む）が韓国の資本市場・通貨市場へ投資を行う際の規制を廃止する一方で、韓国企業が外資を借り入れることに対する制限も廃止する⁽⁴⁾。[c. コーポレート・ガバナンスと企業金融の構造]：一般に認められた会計実務に沿った会計基準の整備・強化によって、企業の財務諸表の透明性を高める（外部の独立監査人による監査、完全なディスクロージャー、及び財閥の連結

財務諸表の作成を含む）：政府の銀行経営及び与意思決定への介入を止める：特定企業に対する政府による補助金の提供や税の優遇を止める：負債比率を引き下げ、企業金融に占める銀行からの借入金の割合を減らす⁽⁵⁾。[d. 労働市場改革]：労働市場改革の硬直性を改善する。[e. 情報の提供]：外貨準備残高等の情報、並びに金融機関及び事業会社に関する短期借入金等に関する情報を開示する。（以上の詳細については、IMF [1997b] を参照せよ）

当該 Stand-By Arrangement は、1997年12月3日付の韓国政府（韓国銀行のガバナー、Kyung-Shik Lee 氏と金融経済相・首相代理である Chang-Yuei Lim 氏の連名）から IMF（専務理事 M. Camdessus 氏）に送られた「趣意書（Korea Letter of Intent）」の内容に基づいたものである。その後、1998年末までに韓国政府から IMF に5通の「趣旨書」が送られているが、会計に関連する事項は以下の通りである。

まず、上述したように、「第一次趣旨書」（IMF [1997a]）の中で、一般に認められている会計実務に沿った会計基準の整備（外部の独立監査人による監査、完全なディスクロージャー、及び財閥の連結

財務諸表の作成を含む)が求められている。次いで、「第三次趣旨書」(IMF [1998a])の中で、企業内容の透明性に関連して、①上場企業の財務諸表が国際的会計基準に従って作成され監査されるべきこと：②財閥は企業集団結合財務諸表を公開すべきこと：③関連会社や子会社による相互債務保証の利用を減少させること：④公認会計士の独立性を高めるために、上場企業と財閥に対して監査人選任委員会を設置すべきこと、を提案した。さらに、「第四次趣旨書」(IMF [1998b])において、①財閥に対してオフバランスのものまで含めたすべての負債を開示すること：②上場企業に対して国際的基準に準拠して作成され監査を受けた中間財務諸表と無監査四半期財務諸表を作成することを要求した。

(2) World Bank の Korea Structural Adjustment Loan と韓国の対応

金融危機以降、世界銀行の韓国に対する貸与は、1997年12月23日：30億ドル、1998年3月26日：20億ドル、1998年8月6日：4,800万ドル、1998年10月22日：20億ドル、及びその後の約30億ドルを加えると約100億ドルとなる(World Bank [1998a])。

二度にわたる構造調整融資の内容は、IMF のプログラムと軌を一にしており、①マクロ経済、②金融セクター、③企業セクター、及び④労働市場と社会保障、の領域における改革から構成されている(World Bank [1998b])。内容の多くは IMF と重複するために略する(詳しくは、World Bank [1998a], [1998b] を参照せよ)。

会計制度改革に関する内容は、上記の③の中の「コーポレート・ガバナンス、競争政策、国有企業の改革と民営化」の部分で詳細に論じられている。具体的には、①会計基準及び監査基準の国際的に最良の実務に沿った改正、②独立の会計基準設定主体の設置、③職業会計人及び監査人を規制し監督するための政府機関の合理化、④韓国公認会計士協会(Korean Institute Certified Public Accountants、以後 KICPA と略称する)の政府からの独立、KICPA の権限の強化、職業倫理の強化、などである。

さらに、世界銀行は、改正すべき(あるいは新し

く必要な)会計基準として、金融商品、リース、資産の分類、不良債権の処理、資産評価、外貨換算、損益の認識、注記事項、及び企業集団結合財務諸表を挙げている(World Bank [1998b])。世界銀行の要求は会計ルールの内容にまで踏み込んだ具体的なものであった。

III. 会計・監査制度改革の概要

これまで述べてきたように、会計制度改革は、IMF の Korea Program においても世界銀行の Structural Arrangement Loan Policy においても、企業セクターの構造改革の中心問題として位置づけられていた。1つには、危機からの回復において外国人投資が不可欠であるため、(外国人投資の自由化と)資本市場の条件整備としての企業の財務内容の透明性と信頼性の確保が必要であると考えられたからである。もう1つには、財閥を含めた大企業の借入金への依存度の高い財務体質(及び与信能力を超えた借り入れ)を改善するために、同じく、資本市場の条件整備が必要とされたのである。

IMF と世界銀行が要求した会計・監査制度の改正は、1. 会計制度改革、2. 会計監査制度改革、及び3. 金融機関と財閥の財務ディスクロージャーの強化から構成されている。以下、それぞれにつき説明することとする。

1. 会計制度改革

(1) 国際的に認められる会計基準への改正

IMF も世界銀行も、国際的に認められる会計基準が何であるかを具体的に示していない。「国際的に最良の実務(international best practice)」(World Bank [1998a], IMF [1998b])という言葉を用いている。しかし、韓国では、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee、以後 IASC と略称する)の作成している国際会計基準(International Accounting Standard、以下 IAS と略称する)と米国の会計基準(以後 US 基準と略称する)が会計基準改正・新設の際の範として理解されている(C-Kim [2000], KASB [2000])。

許 [2000a] (12頁)によれば、当時、韓国会計基

準がIASとの間で有していた重要な差異は次の通りである⁽⁶⁾。

- ・過年度の財務諸表に対する会計基準変更の影響を非開示
- ・非経常的な研究開発費に対して繰延資産計上を許容
- ・外貨建ての長期貨幣性資産・負債に対する為替換算損益を資本調整勘定として計上
- ・持分プーリング法とパーチェス法に対する区分が不明確
- ・合併差益の資本剰余金としての処理
- ・連結財務諸表の対象から金融業等の相違する業種を除外
- ・持分法の不完全な適用
- ・資産再評価の任意実施
- ・一株当り当期純利益の開示にあたって、潜在株式を無調整
- ・非財務的開示情報の不足
- ・投資有価証券の評価損益を資本調整勘定に計上
- ・割引現在価値の不十分な適用
- ・デリバティブを含む金融商品の会計基準の不整備
- ・セグメント情報の非開示
- ・金融機関の不良債権に対する引き当て要求の不十分さ
- ・曖昧なリースの分類基準

以上の相違を解消することを中心として、金融監督委員会は1998年12月12日に企業会計基準を全面改正した(KASB [2000])。許 [2000b] (8-10頁)及び三逸 [2000] (1-81頁)に基づいて要約すれば次の通りである。

- ①長期請負工事の収益認識を期間の長短に拘わらず工事進行基準とする(『企業会計基準』、第3章第37条)。
- ②資産受贈及び債務免除益を資本剰余金ではなく特別利益とする(『企業会計基準』、第3章第51条)。
- ③投資資産及び無形固定資産の金融費用を取得原

価へ算入する(『企業会計基準』、第4章第62-63条)。

④資産の新しい評価基準は次の通りである。

短期保有の有価証券、市場性のある投資株式、及び投資債券は公正価値評価(『企業会計基準』、第4章第56、59、60条)：交換、現物出資、贈与、その他無償で取得した資産は公正価値評価(『企業会計基準』、第4章第55条)：支配会社に対する投資は持分法(『企業会計基準』、第4章第59条)：市場性のない投資株式は純資産価額(『企業会計基準』、第4章第59条)：棚卸資産は正味実現可能価額(『企業会計基準』、第4章第59条)：金銭債権債務は割引現在価値(『企業会計基準』、第4章第66条)：それ以外の資産は回収可能価額(『企業会計基準』、第4章第55条)。

⑤資産再評価を廃止する(2000年12月31日以降)。

⑥外貨建資産負債の換算損益を資本の部に記入せず、当期の損益として処理する(『企業会計基準』、第3章第47-49条)。

⑦会計処理方法の変更に伴う前期以前の損益への影響を利益剰余金の修正によって行う(『企業会計基準』、第4章第73条)。

⑧前期損益修正の遡及的な処理を行う(『企業会計基準』、第5章第79条)。

⑨繰延資産の廃止。これまで繰延資産として処理されてきた項目は無形固定資産に分類されるか、他の勘定に含めて処理される(『企業会計基準』、第2章第20条等)。

⑩「現金及び預金」勘定が「現金及び現金等価物」勘定へと勘定科目名が変更され、キャッシュ・フロー計算書で使われている勘定名と同じになった(『企業会計基準』、第2章第13条)。

⑪注記事項としてセグメント情報が開示されるようになった(許 [2000b]、10頁)⁽⁷⁾。

⑫実質上担保としての性格を持つ売上債券の譲渡に関しては借り入れ処理を行う(『企業会計基準』、第2章第14条)。

(2) 会計基準に関する今後の展開

(1)の比較から明らかなように、韓国基準とIAS

との間には未だにいくつかの相違が存在する。これらの相違を狭めることは、新しい民間の会計基準設定主体（VIで考察する）の仕事となる。会計研究院（Korea Accounting Institute、以後 KAI と略称する）は、既に、現行の「企業会計基準」、「会計処理準則」、「解釈指針及び適用事例」、及びそれらに関する一般からの質問の全面的な検討を行い、足りない項目や改訂が必要な項目の割り出しを終了している。また、並行して、「企業会計基準」に対して寄せられた批判を分析し、IAS 及び米国の財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standard、以後 SFAS と略称する）との比較検討等を通して、以下のような25の研究課題を決定している。（KASB [2000]）

- ・ 収益の認識
- ・ 開示事例及び注釈
- ・ 無形固定資産会計
- ・ 知的資産の評価と開示
- ・ 会計方針の変更
- ・ 非営利法人の財務報告
- ・ 投資と有価証券の評価
- ・ 有形固定資産の評価
- ・ 電子商取引会計
- ・ 損益計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 株主持分変動表
- ・ キャッシュ・フロー計算書
- ・ 環境会計
- ・ 債権評価
- ・ 在庫資産評価
- ・ 規制産業会計
- ・ 年金会計
- ・ 付加価値情報の開示
- ・ 特殊関係者間取引の開示
- ・ 偶発債務及び後発事象の会計
- ・ 負債性引当金
- ・ 外貨換算会計
- ・ 資産の減損の会計
- ・ 資本コスト及び実効利子率に関する指針

さらに、韓国会計基準審議会（Korea Accounting Standards Board、以後 KASB と略称する）は会計基準の設定と会計実務に一貫性ある指針の提示を可能にするための「準拠枠」を提供するために、「財務会計の概念体系」を提案する予定である。この概念体系は金融監督院の諮問審議機構である財務会計基準審議会が公表した「財務会計概念体系」、IASC の「財務諸表の作成・表示のためのフレームワーク」、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以後 FASB と略称する）の「財務会計概念報告書」等を比較検討した上で、韓国の会計環境を勘案し、学界、実務界及び規制機関等の意見を検討した後に完成される予定である。

2. 会計監査制度改革

IMF は金融危機直後から外部監査の独立性の強化を要求していた（IMF [1997a]）。IMF は、韓国において監査人の独立性が保たれていないと判断し、特に大規模金融機関の財務諸表に対しては韓国の監査法人ではなく国際的に認知されている監査法人による監査を受けることを要求した（IMF [1997b]）。IMF は、監査基準のグローバルスタンダード化のために会計士制度の規制システムを検討することを要求した（IMF [1998a]）。

世界銀行は、韓国政府に対して、IMF と同様に国際的に最善の監査実務に沿った会計監査基準の設定を要請し、その設定主体としての KICPA の役割の強化を求めた。また、世界銀行は、監査報酬の上限設定、監査契約の最低期間の設定、政府による監査法人の評価、政府による監査法人への顧客企業の振り分け、といった監査関連の諸規則を検討するためのタスク・フォースの設定を要求した。さらに、（これまで政府が行っていた）監査基準を公表し、職業会計士制度の質をチェックし、会計士の倫理観を高め、行為規範を履行させる主体としての KICPA の役割の強化を求めた（World Bank [1998b]）。世界銀行の会計監査制度改革は、会計監査人の顧客からの独立のみでなく、政府からの独立も要求している点が特徴的である。また、監査関連の規制の廃止は、公認会計士業界の競争を促し、会計監査の効率性を

高めることを目的としていると思われる。

また、監査法人間での Peer Review の導入も現在検討されているという（許 [2000a]、10頁）。

3. 金融機関と財閥の財務ディスクロージャーの強化

(1) 金融機関のディスクロージャー

通貨危機以前の韓国においては業種別会計基準がなく監督機関が定める会計規定が用いられていた。金融機関は金融監督庁の監督下にあり、会計上の妥当性を問わず金融監督庁による指針により会計処理が行われていた（許[2000a]）。IMF の Korea Program によって1997年末から金融機関の財務諸表において全ての不良債権に対する貸倒引当金の設定と投資有価証券を含む有価証券の評価損の計上が要求されたが、金融監督庁の指針に基づいてそれらの50%のみが計上されたという（KASB [2000]）。金融監督庁による改革の緩和化がなされたのである。IMF Program に従った処理が行われたのは1998年末になってからであった。

さらに、IMF は金融機関の会計基準として IAS 第30号「銀行及び類似する金融機関の財務諸表における開示」（IASB [1990]）⁽⁸⁾への完全準拠を最低要件（Minimum Requirement）として要求した（IMF [1998a]）⁽⁹⁾。

以上に対し、銀行業、証券業、保険業、総合金融業等の金融業につき業種毎の会計処理準則が1998年12月10日に制定され⁽¹⁰⁾、会計処理について政府の監督機関からの直接的な影響が排除されることとなった。

(2) 財閥のディスクロージャーの強化

IVで論ずる。

IV. 財閥のディスクロージャー

1. 企業集団結合財務諸表の作成・開示

(1) 作成・開示の趣旨

金融危機直後の IMF による Korea Program においては、財閥に対する連結財務諸表の作成が要請されていた。しかし、Program の進展と共に、IMF や

世界銀行が考える財閥の財務諸表と連結財務諸表の違いが認識されるようになり、財閥構成会社全体の財務諸表である企業集団結合財務諸表（以後、結合財務諸表と略称する）の作成・開示が要求されるようになった（World Bank [1998b] 及び IMF [1998a] を参照せよ）。財閥の支配構造が非常に複雑であるため、連結財務諸表では支配力基準を採用しても、財閥全体の財務諸表を作成させることが困難だからである。

結合財務諸表とは、「財閥の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー等の財務情報を会計情報の利用者に提供するために財閥が作成する財務諸表」（『企業集団結合財務諸表準則』[以後『結合準則』と略称する]、第1章の3⁽¹¹⁾）をいう。「証券先物委員会」は、国際機関からの要請に基づいて、1998年10月に『結合準則』を制定した（1999年12月に改正を行っている）。

『結合準則』は、財閥に結合財務諸表を作成・開示させる趣旨を次のように述べている。

個人とその特殊関係人が実質的経営支配力を有する財閥は、系列会社間の相互債務保証や社会通念から外れた資金貸借及び財閥構成会社間の相互依存的な取引等を通じて1つの財閥構成会社のリスクが財閥内の他の系列会社のリスクと密接に関連し、経済的運命共同体を形成している。結合財務諸表は財閥を1つの経済的実体とみなし、財閥全体の財務状態・経営成績・キャッシュフロー、財閥構成会社間の相互債務保証、相互担保提供、相互資金貸借、相互出資及び内部取引内訳など各財閥構成会社の個別財務諸表または連結財務諸表が提供できなかった有用な会計情報を提供することができる。このように財閥全体に対する会計情報が提示されると、財閥関連の会計情報の利用者はこれを利用し、特定財閥所属の構成会社または財閥全体に対する経済的・政策的意思決定をさらに合理的にすることができるようになる。

結合財務諸表制度は、金融危機の際に問題とされた、個別の与信力を超えた借入れによって財閥構

成会社全体のリスクを増幅させ、財閥構成企業の連鎖倒産をもたらした財閥構成会社内での相互金融の構造にメスを入れたものである。直接的には、韓国政府が IMF 及び世界銀行の要請に応えたものであるが、以前より KICPA を中心にその必要性が主張されていたという（許 [2000a]、13頁）。

（2）結合財務諸表の作成主体と結合の範囲

①作成主体と結合の対象

結合対象財閥は独占規制及び公正取引に関する法律施行令第21条の規定により公正取引委員会が指定する大規模企業集団であり⁽¹²⁾（『結合準則』、第1章の6のイ）、同施行令に基づいて公正取引委員会が毎年選定し4月1日に公表する30大財閥が対象とされる（KASB [2000]、p. 21）。結合対象企業は、結合財務諸表の作成基準日現在において、結合対象財閥に属するすべての国内会社と合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社などすべての形態の海外財閥構成会社を含める（『結合準則』、第1章の7のイ）⁽¹³⁾。

②結合の範囲（財閥構成会社の決定基準）

財閥構成会社を決定する基準は、前述したように「個人と特殊関係人が実質的に経営支配力を有する会社」という文言であるが、『結合準則』は次のような詳細な適用基準を設けている（第1章の5）。

イ、同一人が単独または同一人関連者と合わせて当該会社の発行株式（持分を含め、商法第370条の規定による議決権のない株式を除く。以下同じ）総数の100分の30以上を所有する場合で、最多出資者である会社

ロ、次のいずれかに該当する会社で、当該会社の経営に対し相当な影響力を行使していると認められる会社

①同一人が他の主要株主との契約または合意により代表取締役を任命したり、役員の100分の50以上を選任するか、もしくは選任できる会社

②同一人が直接または同一人関連者⁽¹⁴⁾を通じて当該会社の組織変更または新規事業への投資

など主要意思決定や業務執行に支配的な影響力を行使している会社

③同一人が支配する会社（同一人が会社の場合）は同一人を含む。以下同じ）と当該会社間に次のいずれかに該当する人事交流がある会社
a. 同一人が支配する会社と当該会社間に役員の兼任がある場合

b. 同一人が支配する会社の役職員が当該会社の役員として任命されてから同一人が支配する会社に復職する場合（同一人が支配する会社のうち当初の会社でない会社に復職する場合を含む）

c. 当該会社の役員が同一人が支配する会社の役職員として任命されてから当該会社または当該会社の系列会社に復職する場合

④通常の範囲を超えて同一人または同一人関連者と資金・資産・商品・役務等の取引を行っているか、もしくは債務保証をしたり、債務保証を受けたりしている会社、その他当該会社が同一人の企業集団の系列会社として認められる営業上の表示行為を行うなど社会通念上、経済的同一体として認められる会社

③作成方法

基本的には、「投資勘定と資本勘定の相殺」や「内部取引及び未実現損益等の相殺消去」を調整作業とする連結財務諸表の作成方法を簡略化したものであるが、紙幅の関係から省略する。詳細は、『結合準則』第2章を参照せよ。

2. 注記によるディスクロージャー

結合財務諸表の注記事項は、(1)一般的事項、(2)会計処理基準、(3)財閥構成企業間の主要取引内訳、及び(4)結合対象財閥構成企業のセグメント情報から構成されている（『結合準則』第3章）。以下において、韓国基準に特徴的と思われる(3)財閥構成企業間の主要取引内訳について紹介したい。

証券先物委員会は、財閥構成企業間の主要取引内訳として次のような資料の作成を要求している（『結合準則』第3章の22のハ）。

- ①財閥構成企業間及びその他の株式持合比率
- ②「独占規制及び公正取引に関する法律第10条の2」により制限される財閥構成企業間の相互債務保証の現況
- ③財閥構成企業間及びその他の相互債務保証の現況
- ④財閥構成企業間の相互担保提供の現況
- ⑤財閥構成企業間の相互資金提供の現況
- ⑥財閥構成企業間の売上・仕入取引の現況

金融危機直後から IMF が問題として取り上げ、その後の韓国政府の5通の「趣旨書」の中でも何度にも取り上げられてきた財閥構成会社間の相互債務保証（同様の効果を持つと思われる、相互担保の提供や相互資金提供も含む）問題に対する韓国側の解決策がここに示されている。韓国政府は、2000年3月末までに相互債務保証制度を撤廃することを決めている（東京三菱 [1999]、91頁）が、それまでの期

図表2 国内の相互持合比率現況

企業集団名 (単位: ウォン, %)

投資会社 ¹⁾ 被投資会社 ²⁾	A	B	C	D	..	合 計
A	投資金額 持分率 ³⁾					投資金額 持分率
B						
C						
D						
⋮						
その他	投資金額					
合 計	投資金額					

記載上の注意

- 1) 投資会社とは、同一企業集団内の他の国内系列会社の持分を所有するすべての国内系列会社をいう。
- 2) 被投資会社とは、同一企業集団内の他の国内系列会社から投資された国内系列会社とするものの、その区分表示の如何は投資金額等の重要性を考慮して決定する。
- 3) 持分率は議決権のある持分率を意味する。

出典:『結合準則』別紙8号書式(三逸[2000]、171頁)

図表3 「公正取引法」第10条の2により制限される財閥構成会社間の相互債務保証現況¹⁾

企業集団名 (単位: ウォン)

保証会社 ²⁾ 被保証会社 ³⁾	A	B	C	D	..	その他 ⁴⁾	合 計
A							
B							
C							
D							
⋮							
その他 ⁴⁾							
合 計							

記載上の注意

- 1) 独占規制及び公正取引に関する法律第10条ノ2により制限される系列会社間の相互債務保証をいい、外貨債務を保証した場合、ウォン貨で換算した金額で記載し、外貨は括弧表示する。
- 2) 同一企業集団内の他の系列会社の債務に対する支払保証をしている系列会社。
- 3) 同一企業集団内の他の系列会社から自社の債務に対する支払保証を受けている系列会社。
- 4) すべての系列会社間の相互債務保証現況を作成するものの、注記で記載するにあたっては系列会社間の総支払保証金額の5%以上の系列会社は区分表示し、残りは合算して「その他」で表示することができる。

出典:『結合準則』別紙9号書式(三逸[2000]、172頁)

間においてその内容を開示させ、相互債務保証の縮小を促す計画であろう。ここでは、①(図表2)及び②(図表3)の雛形のみを示す(③～⑥は、資料として文末に掲載する)。

V. 会計基準改正に対する批判

会計制度改革が単独で行われたものではなく、経済システム全体の構造改革の一部として同一方向に進められたものであるとしても、旧基底社会の連続性を維持しようとする力との間で様々なコンフリクトが発生するであろう。それらは、単なる変化へのレジスタンスや経済社会の価値観のような次元のものから、個別の処理基準の新設によって被るコストへの不満といった次元のものまで様々なものが考えられよう。ここでは、会計問題に限定して、会計制度改革に対する批判として顕れたものを取り上げることにはしたい。

KICPAのKim副会長の話(C-Kim [2000])に基づいて整理してみると1998年～1999年にかけて行われた会計基準の改正に対して、作成者側を中心に次のような批判があったという。以下、Kim氏の話([付記]を参照せよ)とその際に提供していただいた資料に基づいて紹介する。

具体的には、①Stock Option 会計処理、②結合財務諸表作成、③会計基準と法人税規定との乖離、④資産再評価制度の廃止、⑤有価証券及びデリバティブ等の公正価値評価、⑥未実現の外貨換算損益の期間利益計算への算入、⑦長期債券債務の現在価値評価、及び⑧会計方針の変更による影響の遡及的处理の8点である。

これらの問題を筆者の解釈に基づいて(1)会計基準の過重負担や適用の困難性の問題(新会計基準によるコスト増に対する企業サイドからの批判)、(2)商法や法人税法と会計基準との不整合の問題、及び(3)新しい情報開示の経済的帰結に関する問題(韓国経済や企業活動への影響に関する批判)、に区分して紹介し、必要であれば若干のコメントを付したい。なお、Kim氏の話はポイントを下げて表記する。

(1) 会計基準の過重負担や適用の困難性の問題

①結合財務諸表の作成

前節で述べたように、結合財務諸表の作成及び開示は、財閥のみに課されたルールである。結合財務諸表の作成主体は次のような批判を行っている。財閥を構成する企業の数が多く(例:テウ(大宇)－248社、サムソン(三星)－172社、ヒョンデ(現代)－139社、LG－128社、SK－56社等)、相殺消去する内部取引の件数も多い。また、系列企業の業種は多様であり、構成会社間で会計方法が統一されておらず、決算期も分散しているため、結合財務諸表の作成は非常に困難であり、コストも大きい。

結合財務諸表及び補足的な開示情報によって、財閥構成会社間の債権債務関係、相互債務保証関係、売買取引会計等は丸裸にされることになり、財閥構成会社はその他の会社に比べて競争上の不利を強いられることになる可能性がある。

②会計方針の変更による影響の遡及的处理

中小企業においては当該処理に要する時間とコストが大きい。

③長期の債権・債務の現在価値評価

和議や法定管理などに関連して、長期にわたる債権・債務を割引現在価値で評価するケースでは、割引率の選択等に関する具体的な会計指針の準備が必要であり、このような指針が整備されていない状況での基準の適用は難しい。

(2) 商法や法人税法と会計基準との不整合の問題

①企業会計基準と法人税法・会計規定との乖離

企業会計基準に基づく会計処理方法が法人税法上で認められていないケースがある。企業会計基準に従った処理を行うと税務上で不利益を被るし、税務上の不利益を避けるために法人税法の会計規定に従って決算を行えば、会計士監査において適正意見を得られない場合がある。

会計基準のアングロ・アメリカナイゼーションには、会計利益計算を分配問題から切り離すという意味もある。確定決算基準を採用してきた韓国におい

でも日本と同様に会計利益計算と課税所得算定の乖離に関する問題を抱えている。会計利益計算と法人課税計算を切り離すことは、一方で、それぞれの理念を貫徹したルールが作成できるというメリットがあるが、他方、それぞれが包括的な会計測定 of the ルールを完備しなければならないこと、また課税所得額の根拠として株主総会で承認を受けた利益を利用できなくなることから課税所得額の確認作業にコストがかかるというデメリットが発生するであろう。

②会計方針の変更による影響の遡及的処理

新基準は、会計方針を変更した場合の影響に対して過去3年間の累積効果を利益剰余金の調整によって行うことを要求している。この処理に対しては、過去の株主総会で承認され既に確定したものを遡及修正するのは商法上認められないとの商法の側からの批判がある。

当該問題は、直接的には確定決算基準の存続に関する問題であるが、その根底には、成文法の体系を持つ国に英米法的な会計思想に基づくIASを導入した場合に不可避免的に発生する法規範と（経済的な実質を捉えよと主張する）会計基準との関係の問題である。商法と会計基準との関係を一応切り離すか、あるいはドイツやフランスのように、個別財務諸表において旧制度を存続させると同時に、連結財務諸表において英米的な方法を導入するといった方法を採用するか等、いくつかの方法が考えられるが、いずれも大きなコンフリクトの発生をもたらすものと思われる。

③有価証券、金融派生商品、投資有価証券等の公正価値評価と、投資株式の持分法評価

これまでは未実現の損失も除外されずに配当されていたが、今回の改正により、公正価値または持分法評価による未実現の利益（キャッシュ・インフローがない）も配当可能となる。配当原資がないにも拘わらず、株主からの配当増圧力を受けるようになる虞がある。

前述したように、IAS や US 基準は、配当計算を直接的に意図していない。配当可能限度額の算定基準は、商法が別個に用意するという形への転換がなされない限り、投資意思決定のための利益と配当可能利益との調整の問題は存続し続けるであろう。

(3) 新しい情報開示の経済的帰結に関する問題

① Stock Option の会計処理

新基準は、ストック・オプションの提供を期間費用として処理することを要求しているが、売上規模が小さい中小企業やベンチャー企業では、創業初期の赤字期間に大きな費用を計算することになり、新設企業の成長に支障を与えるとの批判がある。

②結合財務諸表の作成

韓国商工会議所は、負債比率が48.7%以上の財閥企業を不実経営（経営に信用性がなく財政状態が不安定な企業を不実企業と呼ぶ）と見なして企業活動を過度に規制しないように政府に要請した。また、同会議所は、結合財務諸表では、財閥企業群の売上高や純利益が30%~50%減少されるなど、国内外の信用度に悪影響を及ぼすとの批判を行っている。全国経済人連合会も、結合財務諸表では財閥全体の経営実績を一括りにして評価するため、個別の企業価値を歪曲する可能性が高いとの批判を展開している。

③資産再評価制度の廃止

資産再評価制度は1958年に臨時法として制定され、1965年に永久法に改定され、1998年に再び臨時法に改定された。結局、2000年12月31日まで臨時法として運用されたため、42年間続いたことになる。しかし、これまでのような不動産インフレが予想されないこと、及び企業会計の国際慣行に馴染まないことから、当該制度の廃止が決定された。資本のインフレ要因を会計計算に算入することで経営の合理化を図る手段が失われる可能性があるとの批判がある。

④未実現の外貨換算差損益の当期損益への算入

外貨による設備投資を行っている企業は、急激な為替相場の変動がある年度には財政状態と経営成績に甚大な影響を受けるようになる。外資の誘致にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

VI. 会計基準設定主体の変更—政府機関から民間機関へ—

韓国における会計基準設定主体の変遷を KASB

[2000] と I-Kim [2000] に基づいて紹介する。

1. 証券管理委員会とそれ以前の基準設定主体

(1) 証券管理委員会以前

韓国で最初の会計基準は、財政経済部長官の諮問機構であった金融委員会の企業会計準則制定分科会が制定し、1958年に公表された「企業会計原則」である。その後、1974年の「上場法人等の会計処理に関する規定」は大統領令として、また、1975年の「上場法人等の財務諸表に関する規則」は財政経済部令として公布されたが、この制定過程には官僚のみでなく公認会計士と会計学者が参加した。(KASB [2000], pp. 9, 20)

(2) 証券管理委員会

1976年に、「証券取引法」の改正により証券管理委員会が新設された。それ以降、証券監督部の管理局が、証券管理委員会の諮問機構である企業会計諮問委員会の諮問を受けながら、会計基準の実質的な制定と改正作業を主導した。(KASB [2000], pp. 9, 20)

1980年12月31日に制定・公布された「株式会社の外部監査に関する法律」第13条は、会計基準は証券管理委員会が財政経済部長官の承認を受けて定めると規定した。同法に従って、証券管理委員会は1981年に最初の「企業会計基準」を設定した。設定に当たって、企業会計諮問委員会を拡大・改編し、会計制度諮問委員会を設置して、会計学者及び公認会計士に委員を委嘱した。1990年以後には会計管理部(1999年に会計監督部に改称)が、「企業会計基準」の実質的な制定と改正作業を主導した。(KASB [2000], pp. 9, 20)

2. 金融監督委員会と証券先物委員会

「株式会社の外部監査に関する法律」第13条は1998年1月8日に改正され、会社の会計処理基準は金融監督委員会が証券先物委員会の審議を経て定めるものと規定された。金融監督委員会は、1999年3月12日に「株式会社の外部監査に関する規定」を制定し、同規定第38条で「企業会計基準」は金融監督委員会

が証券先物委員会の審議を経て定め⁽¹⁵⁾、「連結財務諸表準則」、「企業集団結合財務諸表準則」、「業種別会計処理準則」、及び「半期財務諸表準則」の制定・改定は証券先物委員会が、「企業会計基準」等に関する解釈は証券先物委員会の委員長が行うと規定した。(KASB [2000], pp. 9, 20)

3. KAI(韓国会計研究院)と KASB(韓国会計基準審議会)の設立

(1) 設立の経緯

韓国における会計基準は、これまで政府機関によって制定されていた。1980年12月より1997年12月までは、「株式会社の外部監査に関する法律」第13条に基づいて、証券管理委員会が企業会計諮問委員会(1997年に会計基準審議委員会に名称を変更)に委嘱して会計基準の設定を行ってきた。1998年1月8日に「株式会社の外部監査に関する法律」第13条が改正され、会計基準は金融監督委員会が証券先物委員会の審議を経て定めることとなった⁽¹⁶⁾(KASB [2000], pp. 7-8)。

これらの機関はいずれも政府機関であり、前述したような政府主導の経済構造を変革するために、また、政府機関と企業との癒着を解消するためにも、政府から独立した会計基準設定主体が必要とされた。会計基準の内容が政府の政策によって著しく影響を受けたり(KASB [2000], p. 9)、基準の内容が頻繁に改訂されることに対する内外からの批判に応える必要もあった。

前述したように、世界銀行は1998年9月の「韓国第二次構造調整融資」において、1999年6月末までに、独立した民間の会計基準設定機関を設立することを要求していたが、韓国政府は、それに応える形で、1999年6月30日に KAI を設立した。KAI は、1999年9月1日より業務を開始しているが、2000年1月12日には「株式会社の外部監査に関する法律」第13条第4項(金融監督委員会は会計処理基準に関する業務を専門性を備えた民間法人または民間団体に委託することができるとの趣旨)が新設され(KASB [2000], p. 9)、民間の会計基準設定主体である KAI の設定する会計基準に法的な後ろ盾が用意された。

なお、KAI は定款の規定により、その内部に KAI の院長が兼任する委員長 1 名、常任委員 1 名と 5 名の非常任委員で構成される KASB を設置し、これを通して上記の業務を遂行している (KASB [2000], pp. 10-14)。

KAI の運営費用は、会員からの負担金⁽¹⁷⁾、外部サービスに対する受託収益、及び上場企業からの負担金から構成されている (許 [2000c], 18頁)。

(2) 組織と構成機関等の役割

KAI は①一般会員、②理事会、③KASB、④会計基準諮問委員会 (Korea Accounting Standards Advisory Council、以後 KASAC と略称する)、及び⑤調査部門から組織されている。(pp. 14-15)

①は、13の非営利組織 (韓国証券取引所、大韓商工会議所、KICPA、金融監督院、全国経済人連合会、全国銀行連合会、韓国上場企業協議会、韓国証券業協会、生命保険協会、大韓損害保証協会、投資信託協会、中小企業合同組合中央会、及び韓国会計学会) から構成されている。

KAI の運営費用は主に一般会員からの分担金によって賄われている。一般会員は分担金を納付する義務があり、分担比率や分担額の納付方法は会員総会によって決議される。なお、初年度においては韓国会計学会を除く12の会員が1.5億ウォンずつの分担金を拠出している。

一般会員総会では、2名の KASB の常勤会員の選出、予算の策定等の機能を果たすことになっている。

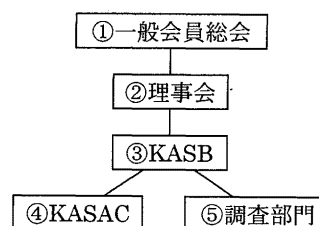
②理事会は、KAI の院長、KASB の常勤委員及び一般会員総会によって選出された9名の理事から組織される。理事会では、KASB の非常勤委員5名を選定し、KASB 及び会計基準諮問委員会の業務規定を作成・改訂する。

③KAI の院長 (会長)、常勤委員 (1 名)、非常勤委員 (学会から4名、監査専門職から1名) の計7名で組織されている。韓国における実質的な会計基準設定主体であり、会計基準の設定、改正、解説等の業務を行う。

④20名の非常勤委員から構成されており、KASB

に対する諮問を業務とする。

⑤20名の非常勤委員 (学会から11名、監査専門職から5名、産業界から4名) から構成されており、KASB の研究活動を支援することを業務とする。

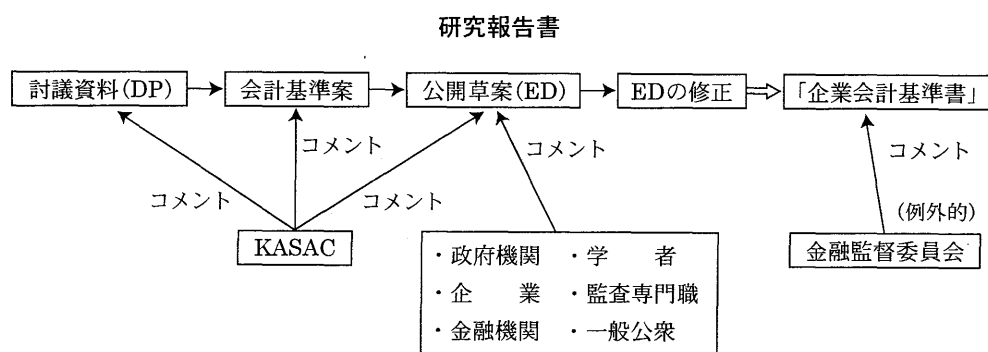


(3) KASB の会計基準設定プロセス

KAI 及び KASB による会計基準設定プロセスも以前のものと大きく相違している訳ではない。I-Kim [2000] に基づいて、概説する。

まず、KASB の研究スタッフ、学者、監査専門職、企業、銀行、及び政府によって緊急に議論すべき問題が提起され、当該問題に関する IAS、SFAS、及び貸借対照表の主要国の会計基準が検討される。KASB の委員が特定問題に関する討議資料 (Discussion Paper、以後 DP と略称する) または研究報告書を作成するために、研究スタッフに研究・調査を要請する。研究・調査過程において、外部の学者、監査専門職、企業の専門家もこの研究に参加する。

KASB の研究スタッフは、この DP または研究報告書に基づいて、会計基準案を作成する。KASB において当該会計基準案が議論の上で承認されると、公開草案 (Exposure Draft、以後 ED と略称する) となる。会計基準諮問委員会は、DP、会計基準案、及び ED を検討した後にコメントを提示する。また、ED は KASB のウェブサイト上で公表されると同時に、KAI、金融監督院、及び財政経済部、並びに私企業、公企業、金融機関、監査法人、学者、及び公衆に公表される。公表後30日以内に、それらの機関や個人からのコメントを求める。重要な議案に関しては公聴会も開催される。ED に対するすべてのコメントは KASB の会議において検討され、必要と認められる場合には、ED の修正が行われる。



最終的な会計基準が決定されると、KAI は基準の内容を遅滞なく金融監督委員会へ報告する。金融監督委員会は、当該基準の内容が IAS と整合的でない場合や株主の利益を保護すると考えられない場合には、KAI/KASB に基準の修正を要求する（このようなケースは例外的と考えられている）。金融監督委員会の修正要求がなければ、基準設定プロセスは完了する。

これまでの会計基準設定プロセスにおいても、同様のデュー・プロセスが存在していたが、これまでの基準設定と KASB による基準設定の大きな相違点は、KASB の審議内容及び議事録のすべてが公開されるということである（I-Kim [2000], p. 101）。また、基準書の末尾には表決結果を実名で公開して、反対した委員の論拠を略述するという FASB と同様の方式を採用している（KASB [2000]）。

(4) KASB の研究プロジェクト

Ⅲ-1-(2) を参照せよ。

Ⅶ. おわりに

本稿は、韓国の金融危機後の金融構造改革と会計制度改革との関係に触れながら、韓国の会計制度改革の全体像及び韓国特有の財閥の結合財務諸表と関連するディスクロージャーについて考察したものである。

韓国の会計制度改革は、①以前から存在した金融構造問題の解決に対する内発的な要請と②金融危機に際して、IMF 及び世界銀行からの金融構造改革（と

りわけ、コーポレート・ガバナンス構造の改善）に関する外発的な要請の両方において進められたものである。

韓国の金融危機の主要因の 1 つは、財閥を中心とする韓国企業の借入金依存の企業金融構造の脆弱性であり、資本市場を整備して市場からの資金調達を促すための政策が採られたのである。

以上の考察から次のような韓国の会計・監査制度改革の特徴が明らかとなった。

まず第 1 に、韓国の会計制度改革は、会計・監査制度の国際化（会計基準の IAS 化と監査基準の国際監査基準化）という形で行われたという特徴を持っている。つまり、自国の問題解決に最も適合する方法を自ら考案するのではなく、国際的に承認されているものを導入するという形で行われたということである。しかし、そのことは特に珍しいことではあるまい。むしろ、米国のように自国の基準を輸出しているごく僅かな国（極論すれば、米国のみ）を除けば、世界各国における会計制度改革はいずれも自国基準のアングロ・アメリカナイゼーションという性質を持っている。むしろ、韓国の場合には、それが短期間で、しかも、全面的に行われたという点に特徴がみられる。

第 2 に、韓国の会計制度改革は、官主導による官主導から民主導への主役交代という特徴を持っている。この背後には、既に金融危機以前において官中心の経済成長政策が壁にあたっていたが、金融危機に際して官主導の経済構造の問題（政府と銀行、政府と財閥、政府と監査法人…等の癒着）が噴出して

きたという現実がある。前述したように、金融危機に際して IMF 及び世界銀行から受けた巨額の融資と引き替えに韓国政府がそれらの国際機関に約束した経済構造改革の内容は、規制を緩和し外資の導入を図り、市場規律がより機能しうるものとするというものであった。また、銀行及びその他の金融機関からの借り入れを中心とする相対型間接金融から市場型間接金融への企業金融構造の転換であった。市場規律が働くためには、ディスクロージャー規制を中心とした市場規制（市場のルール作り）が必要であるし、官民の癒着の構造を断つには、民間セクターでコーポレート・ガバナンスのためのルール（会計基準を含む）を構築する必要があったのである。

第3に、官主導による官主導から民主導への転換は、会計基準設定主体の交代という形でも顕れた。新しい会計基準設定主体である KAI と KASB によって、財務諸表作成のルールであり、会計監査のベースとなる「企業会計基準書」が米国流のデュー・プロセスを経て作成される。設定過程がガラス張りにされると共に、作成された ED は公開され様々な広範なコメントを受けて修正されることになった。

第4に、韓国の会計制度改革の特徴は、韓国経済を左右する財閥の金融構造に徹底的な開示制度の導入によってメスを入れたことであろう。金融危機において、6つの財閥が破綻している。前述したように、財閥構成会社は相互債務保証によって与信力を超える借り入れを行っており、そのことが危機の深化をもたらしたと考えられた。会計制度改革において、財閥に対しては、相互債務保証、相互担保、相互貸借、株式の相互持合、及び財閥内での商品売買に関するマトリクス型の開示が要請されている。

以上のような大胆な改革が可能となったのは、IMF や世界銀行による外圧と内発的な要請とが軌を一にしていたからでもある。途上国や中進国において、現在のところ成功裏に進められている韓国の会計制度改革から学ぶところは大きい。

【付 記】

本稿は、筆者が2000年9月28日～31日にソウルと釜山で行った聞き取り調査から得た情報とその際に

提供していただいた資料に多くを依存している。貴重な時間を割いて筆者の相手をしていただいた、三逸監査法人の Jung-Il Joo 氏、韓国公認会計士協会 (KICPA) の Chang-Soon Kim 副会長 (Kim 副会長から口頭でお教えいただいた事柄に関しては出典を C-Kim [2000] とする)、韓国会計基準審議会 (KASB) の Il-Sup Kim 会長、及び韓国証券研究院の Woon-Youl Choi 院長に衷心よりお礼を申し上げたい。また、釜山大学商科大学校で韓国会計制度改革問題に関して議論の相手をしていただいた Jong-Ho Lee 学長、Jong-Seo Choi 副学長をはじめ、会計科目担当の先生方にも厚くお礼申し上げたい。さらに、2000年10月28日に九州大学で開催された韓国経済研究会と九州会計研究会共催の講演会における Jong-Seo Choi 教授の講演「金融危機以後の韓国会計制度改革とその評価」とその後の Choi 教授との議論において貴重な示唆を得た。記して感謝の意を表する。なお、言うまでもないことであるが、内容に関する誤解・誤謬等はすべて徳賀の責任である。

注

- (1) 朝鮮半島の安定という安全保障上の問題も IMF を動かした重要な要素であったと思われる。
- (2) 1980年代の後半からの労働力不足の状況において、労働時間が短縮される一方で、生産性の上昇を遙かに上回る割合で賃金が上昇した。金融危機の時期において、この硬直的な労働市場に起因する高賃金構造は、韓国製品の国際的な価格競争力を低下させ、輸出依存型の韓国経済に打撃を与えた。詳しくは、佐野・高橋 [1998] を参照せよ。
- (3) 1996年末時点で、商業銀行の与信総額212兆ウォンのうち担保付きの融資は僅か68兆ウォンであり、全体の32%に過ぎないことが分かる。詳しくは、佐野・高橋 [1998] を参照せよ。
- (4) 外国人(外国企業)の株式投資については、1997年12月12日に韓国上場企業への外国人の総所有割合の上限が発行済株式の26%から50%に拡大され、個々の外国人については7%から50%に拡大された (IMF [1997c])。さらに、98年に入っ

て上限自体が撤廃された。また、これまで発行済株式の10%以上の取得に関しては発行企業の承認が必要であったが、98年2月に、その比率が33%に引き上げられ、外資によるM&Aも可能となった。98年11月には、外国人投資促進法が施行され、外国人の投資を阻害してきた要因のほとんどが取り除かれた（詳しくは、東京三菱[1999]、80頁、及びIMF[1998b]を参照せよ）。以上のような規制緩和を背景として、1998年末には外国人の韓国企業の買い越しが5兆7,000億ウォンに達し、これによる自己資本比率の上昇もあった。また、韓国上場企業に対する外国人の持株比率が時価ベースで20%を上回ったと言われている（東京三菱[1999]、92頁）。

- (5) 韓国政府は、高レバレッジを可能にしてきた相互債務保証制度を2000年3月末までに撤廃することを決めた。また、IVで詳細に触れることになるが、財閥に対して相互債務保証が外部から明確になるように1999年12月以降に始まる事業年度より企業集団結合財務諸表の作成が義務づけられた。その結果、各財閥グループの相互債務保証は減少してきている。例えば、現代グループの相互債務保証額は、1998年3月末の24億ドルから同年12月末の10億ドルに減少した。また、負債比率に関しても、5大財閥の加重平均で1997年末の470.2%から1998年末の386%へと低下した（東京三菱[1999]、91-92頁）。

- (6) IASにはあるが、韓国会計基準では扱っていない基準項目は次のとおりである。

財務諸表の作成と開示のための概念フレームワーク：セグメント別財務情報の報告：物価変動情報の開示：退職給与コスト：超インフレ経済化の財務報告：銀行業及び類似する金融機関の財務諸表における開示：ジョイントベンチャーに対する持分の財務報告：金融商品

なお、韓国基準と米国基準との相違に関しては、Pricewaterhouse Coopers[2000]が韓国語と英語で詳細な対照表を作成している。参照せよ。

- (7) 個別財務諸表に関する会計基準である『企業

会計基準』（金融監督委員会[1998]）の中では関連する条文を見いだせないが、連結財務諸表の会計基準である『連結財務諸表準則』（証券先物委員会[2000]）には、第3章-21において、業種別、産業別、地域別のセグメント情報の注記が求められている（三逸[2000]、105頁）。

- (8) IASC[1990]は、銀行及びその他の金融機関のディスクロージャー要件を示したものであり、金融機関の貸借対照表と損益計算書に関する基準に加えて、①損益、資産、及び負債の個別項目に関する追加的開示の最低要件、②偶発事象と後発事象の詳細情報、及び③融資に対する予測貸倒れの詳細情報等の開示を要求している。

- (9) ただし、当該要求に関しては、×年×月までに実施といった形の実施時期を限定していない。

- (10) 「証券先物委員会」は、1998年12月10日に「銀行業会計処理準則」、「証券業会計処理準則」、「証券業会計処理準則」及び「保険業会計処理準則」を、1999年3月24日に「証券投資信託業会計処理準則」及び「総合金融業会計処理準則」を制定した。

- (11) 『結合準則』については、『結合準則』の章・項のみを示すが、いずれも三逸会計法人の訳を参照している。

- (12) ただし、“イ”の規定にかかわらず次のいずれかに該当する企業集団は結合対象企業集団から除外する（『結合準則』、第1章の6のロ）。

①結合対象系列会社のうち1つの会社が作成する連結財務諸表に含まれる会社の会社別資産総額が当該結合対象系列会社の会社別資産総額の合計額に占める割合が100分の80以上の大規模企業集団

②“7.ロ”の規定に該当し、結合対象系列会社に含まれない会社の会社別資産総額の合計額が当該結合対象系列会社の会社別資産総額の合計額に占める割合が100分の50以上の大規模企業集団

- (13) “イ”の規定にかかわらず系列会社のうち、次のいずれかに該当する会社で証券先物委員会が認める会社は、結合対象系列会社を含めない（『結

合準則』第6章の7のロ)。

①戦争、天変地異、その他不可抗力な事由で結合財務諸表の作成対象に含めることが難しい会社

②小規模な会社

③清算中にある会社または合併手続が進行中の会社で、当該事業年度に消滅する会社とその他の理由で信頼できる財務諸表の作成が不可能で、結合財務諸表の作成対象に含まれると結合財務諸表の信頼性を著しく失墜させる会社

(14) “イ・ロ”の規定を適用するにあたり、“同一人関連者”とは次のいずれかに該当する者をいう(『結合準則』第1章の5のハ)。

①配偶者、8親等以内の血族、4親等以内の親戚(以下“親族”という)

②同一人が単独または同一人関連者と合わせて最大出捐者となるか、もしくは同一人及び同一人関連者のうち1人が設立者である非営利法人または団体(法人格がない社団または財団をいう。以下同じ)

③同一人が直接または同一人関連者を通じて役員構成や事業運用等に対して支配的な影響力を行使している非営利法人または団体

④同一人が“イ”や“ロ”の規定により事実上事業を支配する会社

⑤同一人及び同一人と“2)”ないし“4)”の関係に該当する者の使用人(法人の場合は役員、個人の場合は商業使用人及び雇用契約による被用人をいう)

(15) 1997年末まで「証券管理委員会」(政府の機関)が会計基準を設定してきたが、1998年に入ってから「証券先物委員会」(政府の機関)による審議を経て「金融監督委員会」(政府の機関)が設定するようになった。ただし、『企業会計基準』は「金融監督委員会」によって制定されたと記されているが、『連結財務諸表準則』と『企業集団結合財務諸表準則』に関しては「証券先物委員会」の制定と記されている。主要な財務諸表である個別財務諸表の作成に関する『企業会計

基準』のみが上記の手順を踏んで「金融監督委員会」の制定となり、他のものは「証券先物委員会」の審議・制定とされているのであろう。

(16) 金融監督委員会は1999年3月12日に「株式会社の外部監査に関する規定」を制定し、同規定第38条で、企業会計基準は金融監督委員会が証券先物委員会の審議を経て定め、連結財務諸表準則及び企業集団結合財務諸表準則、業種別会計処理準則及び半期財務諸表準則の制・改定は証券先物委員会が、企業会計基準等に関する解釈は証券先物委員会の委員長が定め、企業会計基準等に関する質疑に対する回答は金融監督院長に委託することを規定した。

(17) KAIの会員は、KICPA、大韓商工会議所、全国経済人連合会、中小企業合同組合中央会、韓国上場会社協議会、全国銀行連合会、韓国証券業協会、投資信託協会、生命保険協会、大韓損害保証協会、韓国証券取引所、金融監督院、及び韓国会計学会の13である。ただし、設立年度の会費1.5億ウォンを負担したのは、韓国会計学会を除く12の会員である。

主要参考文献

- [日本語文献]
荒巻健二[1999]『アジア通貨危機とIMF』、日本経済評論社。
深川由起子[2001]「韓国の構造改革は正念場」『日本経済新聞』、2001年1月26日。
橋本隆祐[2000]「韓国金融監督院金前会長ら41人告発」『日本経済新聞』、2000年9月16日。
金融監督委員会[1998]『企業会計基準』(三逸[2000]所収)、1-81頁。
許仁成[2000a]「韓国会計革命①」『経営財務』第2462号、10-13頁。
許仁成[2000b]「韓国会計革命②」『経営財務』第2463号、8-11頁。
許仁成[2000c]「韓国会計革命③」『経営財務』第2464号、17-25頁。
三逸会計法人(訳編)[2000]『韓国の会計関連規定集

(2000年増補版)』、Pricewaterhouse Coopers。
佐野鉄司・高橋琢磨[1998]「挫折した韓国型経済成長：制度疲弊した金融システムと労働市場」、高橋琢磨・関志雄・佐野鉄司『アジア金融危機』、東洋経済新報社、155-203頁。
東京三菱銀行調査部[1999]『アジア経済・金融の再生』、東洋経済新報社。
徳賀芳弘[2000]『国際会計論』、中央経済社。
津守常弘[1979]「アメリカにおける『会計的支配機構』批判の展開とその意義」『会計』第115巻第1号、85-102頁、及び第2号、81-97頁。

[英語文献]

International Accounting Standards Committee[1990], *International Accounting Standard No.30, Disclosures in the Financial Statements of Banks and Similar Financial Institutions*.
International Monetary Fund[1997a], *Korea Letter of Intent*, December 3, 1997. (<http://www.imf.org/external/np/loi/120397.htm>)
International Monetary Fund[1997b], *Republic of Korea: IMF Stand-By Arrangement*, December 3, 1997. (<http://www.imf.org/external/np/oth/korea.htm>)
International Monetary Fund[1997c], *Korea Letter of Intent*, December 24, 1997. (<http://www.imf.org/external/np/loi/122497.htm>)
International Monetary Fund[1998a], *Korea Letter of Intent*, February 7, 1998. (<http://www.imf.org/external/np/loi/020798.htm>)
International Monetary Fund[1998b], *Korea Letter of Intent*, May 2, 1998. (<http://www.imf.org/external/np/loi/050298.htm>)
International Monetary Fund[1998c], *Korea Letter of Intent*, July 24, 1998. (<http://www.imf.org/external/np/loi/072498.htm>)
International Monetary Fund[1998d], *Korea Letter of Intent*, November 13, 1998. (<http://www.imf.org/external/np/loi/111098.htm>)
Kim, Il-Sup[2000], "Financial Crisis and its Impact

on the Accounting System in Korea," *Changes in Accounting Systems of Asian Countries after 1997 Financial Crisis*, Korean Accounting Association, pp.94-107.

Kunio Saito[1998], "Korea's Economic Adjustments Under the IMF-supported Program" (at Sogan University/ Korea Economic Daily Conference, January 21, 1998)." (<http://www.imf.org/external/np/speeches/1998/012198A.htm>.)

Ministry of Finance[2000], *Outline of the Economic Program for South Korea* (As of May 19, 1998). (<http://www.mofgo.jp/english/tosin/ela703n17.htm>.)

Pricewaterhouse Coopers[2000], *Korean and U.S. GAAP*.

Samil Accounting Corporation[1999], *Comparative Analysis of International Accounting Standards and Financial Accounting Standards of Korea*.

World Bank[1998a], *Korea-Structural Adjustment Loan*. (<http://www.worldbank.org/html/extdr/offrep/eap/krsali/krsali.html>)

World Bank[1998b], *Korea-Structural Adjustment Loan II*. (<http://www.worldbank.org/html/extdr/offrep/eap/krsalii/krsalii.html>)

World Bank[1998c], *Korea-SAL II Policy Matrix*, Corporate Sector Reform, Part B: Corporate Governance, Competition Policies, and Reform and Privatization of SOEs. (<http://www.worldbank.org/html/extdr/offrep/eap/krsalii/matcorps.html>)

[韓国語文献]

企業会計基準審議会(KASB)[2000]『企業会計基準書』、韓国会計研究院。

[その他]

Choi, Jong-Seo, "Evaluating the Accounting Reforms in Korea after the 1997 Financial Crisis." (2000年10月28日の九州大学経済学部における講演)
Kim, Chang-Soon, 2000年9月29日のKICPA本部(ソ

ウル)におけるインタビュー。(C-Kim[2000]) [インターネットによる検索は全て2000年12月1日のものである]

[資料]

資料1 財閥構成会社のその他の相互債務保証現況¹⁾

企業集団名		(単位:ウォン)						
被保証会社 ³⁾	保証会社 ²⁾	A	B	C	D	..	その他 ⁴⁾	合計
A								
B								
C								
D								
:								
その他 ⁴⁾								
合計								

記載上の注意

- 1) 独占規制および公正取引に関する法律第10条ノ2により制限される系列会社間の相互債務保証をいい、外貨債務を保証した場合、ウォン貨で換算した金額で記載し、外貨は括弧表示する。
- 2) 同一企業集団内の他の系列会社の債務に対する支払保証をしている系列会社。
- 3) 同一企業集団内の他の系列会社から自社の債務に対する支払保証を受けている系列会社。
- 4) すべての系列会社間の相互債務保証現況を作成するものの、注記で記載するにあたっては系列会社間の総支払保証金額の5%以上の系列会社は区分表示し、残りは合算して‘その他’で表示することができる。

出典:『結合準則』別紙10号書式(三逸[2000]、173頁)

資料2 財閥構成会社間の相互担保提供現況

企業集団名		(単位:ウォン)						
被提供会社 ²⁾	提供会社 ¹⁾	A	B	C	D	..	その他 ³⁾	合計
A								
B								
C								
D								
:								
その他 ³⁾								
合計								

記載上の注意

- 1) 同一企業集団内の他の系列会社の債務に対する担保提供をしている系列会社。
- 2) 同一企業集団内の他の系列会社から自社の債務に対する担保提供を受けている系列会社。
- 3) すべての系列会社間の相互担保提供現況を作成するものの、注記で記載するにあたっては系列会社間の総担保提供金額の5%以上の系列会社は区分表示し、残りは合算して‘その他’で表示することができる。

出典:『結合準則』別紙11号書式(三逸[2000]、174頁)

資料3 財閥構成会社間の相互資金貸借関係の現況

企業集団名		(単位：ウォン)						
貸与会社 ¹⁾	被貸与会社 ²⁾	A	B	C	D	..	その他 ³⁾	合 計
	A							
	B							
	C							
	D							
	：							
	その他 ³⁾							
	合 計							

記載上の注意

- 1) 同一企業集団内の他の系列会社に資金を貸し付けた系列会社。
- 2) 同一企業集団内の他の系列会社から資金を借り入れた系列会社。
- 3) すべての系列会社間の相互資金貸借現況を作成するものの、注記で記載するにあたっては系列会社間の総資金貸与・借入金額の5%以上の系列会社は区分表示し、残りは合算して‘その他’で表示することができる。

出典：『結合準則』別紙12号書式（三逸[2000]、175頁）

資料4 財閥構成会社間の売上・仕入取引の現況

企業集団名		(単位：ウォン)					
会社名	A	B	C	D	..	その他 ³⁾	合 計
売上高 ¹⁾							
仕入高 ²⁾							

記載上の注意

- 1) 同一企業集団内の他の系列会社に役務および棚卸資産を売り上げた金額（系列会社間の金融取引および有形資産取引による金額は除く）。
- 2) 同一企業集団内の他の系列会社から役務および棚卸資産を仕入れた金額（系列会社間の金融取引および有形資産取引による金額は除く）。
- 3) すべての系列会社間の相互売買取引内訳を作成するものの、注記で記載するにあたっては系列会社間の売上・仕入金額の5%以上の会社は区分表示し、残りは合算して‘その他’で表示することができる。
- 4) 上記3)で5%基準を適用する際には、代行売上金額を除く売上・仕入金額で区分表示するかどうかを判断し、注記に記載する際には代行売上金額を含めて記載する。

出典：『結合準則』別紙13号書式（三逸[2000]、176頁）